

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県足柄下郡箱根町

2 構造改革特別区域の名称

箱根町幼保一元化特区

3 構造改革特別区域の範囲

神奈川県足柄下郡箱根町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町の地勢は、富士火山帯に属する箱根火山によって形成される典型的な複式火山地帯であり、山林原野及び河川湖沼等が全面積の92.5%を占め、町全体が複雑な山岳地形となっている。このため町は、湯本・宮ノ下・宮城野・仙石原・箱根の5つの地域から構成されているが、集落は散在しており、各地域においても幼児及び保護者の交流の機会は少ない。

また、町の人口は、昭和40年代以降減少傾向にあり、現在はピーク時の38.3%減の14,482人(H15.4.1現在)となっている。そのうち就学前人口は572人(3.9%)となっており、少子化の進行も著しい。そのため、各地域には幼稚園又は保育園が設置されているものの、園児数は少なく、十分な教育効果を発揮できていない。

以上のような地形的な制約及び少子化の進行により、幼児の社会性が育まれにくい状況にあるとともに、家庭や地域における養育機能の低下が深刻化していることから、就学前教育(保育)環境の整備が急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備を行なった幼保共用化施設において、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の要素を取り入れた「箱根町幼児教育課程」を基礎として、幼稚園児が降園するまでの時間を完全な合同活動とする「幼保合同活動(合同保育)」を実施する。

これにより、幼稚園の教育的要素及び保育園の養護的要素を取り入れた幼児に必要な保育が、全ての幼児に平等に与えられ、就学前教育(保育)環境の質的な向上が図られるとともに、幼児がより多くの子ども達と長時間に渡り交わることによって、幼児の社会性が涵養される。

このような「幼保合同活動(合同保育)」を幼保一元化の先駆的な事例として本町において成功させ、新しい就学前教育(保育)のあり方の一つを全国に向け発信していく。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成 15 年 4 月 1 日に供用開始した本町における初の幼保共用化施設である仙石原幼児学園（箱根町立仙石原保育園・幼稚園）においては、現在、園行事や午前中の一部といった限られた時間を共有する「幼保交流保育」を実施しているが、現行制度のなかで幼保それぞれに分かれての活動を原則としているため、同じ屋根の下に居ながらも幼保園児の間で体験の差が生じてしまっている。

本町が幼保共用化施設の建設を行なった理由は、「就学前の全ての子どもに必要な教育及び保育を平等に行なう」を実現するためであるが、現状では不完全な状態にあると言わざるを得ない。

また、少子化の進行により減少した現在の幼保各園（特に幼稚園）の園児数では集団教育（保育）が成立し難い状況にある。

そのため、構造改革特別区域計画の認定を受け「幼保合同活動（合同保育）」を実施し、幼保園児間の体験の差を解消して、就学前教育（保育）環境の質的な向上及び幼児の社会性の涵養を図り、次代の箱根町を担っていく子ども達が、健やかに育つような環境づくりを推進していきたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、豊かな自然を生かした観光産業を中軸とする観光立町であるが、近年、大手ホテルにおける人員整理や大企業の保養所の閉鎖等の影響で、人口減少に拍車がかかっている。これに伴い、町内の各地域では、幼児のみならず保護者の交流の機会も減少し、地域や家庭での養育機能の低下が深刻化している。

このような状況のなか、構造改革特別区域計画の認定を受け「幼保合同活動（合同保育）」を実施することにより、幼稚園の教育的要素及び保育園の養護的要素を取り入れた幼児に必要な保育が、全ての幼児に平等に与えられ、就学前教育（保育）環境の質的な向上が図られる。また、幼児及び保護者にとっては、従来の幼稚園及び保育園の枠を越えた交流の機会が生まれることとなる。

これらにより、地域や家庭において低下した養育機能が補完されるとともに、多様化する保護者の就学前教育（保育）に対するニーズが満たされ、女性（保護者）の社会参加が進み地域の活性化が期待できる。

なお、幼保共用化施設である仙石原幼児学園において幼保合同活動（合同保育）が可能となる幼児数は、平成 15 年度を例にすると、5 歳児が 34 人（17 人の 2 クラス）、4 歳児が 30 人（15 人の 2 クラス）、3 歳児が 34 人（17 人の 2 クラス）となる。2 クラス編成が必要となるのは「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の適用要件が「保育所の認可定員（5 歳児：23 人、4 歳児：23 人、3 歳児：19 人）の範囲内」となっているのに対し、幼保を合せた現員（実施人数）がこれを上回っているためである。また、この現員（実施人数）については、幼児学園基本構想において、平成 22 年までの幼児数を各年齢とも 27～38 名で推移すると見込んでいる。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に
関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と
認める事項

【関連事業】

(1) 預かり保育事業

幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的に、幼稚園児を教育課程に係る教育時間以外の時間帯で、幼稚園の管理下において保育する。

実施日 月～金曜日 14：00～16：30（夏季休業期間 8：30～14：00）
（冬季及び学年始末休業期間は実施しない。）

(2) 休日保育事業

保護者の就労及び子育てを支援することを目的に、休日において保護者が就労等により幼児を保育することが困難な場合に保育を行なう。

実施日 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 8：30～16：30

(3) 子育て支援センター運営事業

子育て中の家庭が抱える育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等の育成支援を行うことにより、町全体の子育て支援体制の充実を図る。

実施日 月～金曜日 10：00～16：00
（土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は実施しない。）

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

807

(2) 名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

箱根町

(2) 事業が行われる区域

箱根町全域

(3) 事業の実施期間

平成 16 年 4 月 1 日～

(4) 概要

構造改革特別区域計画の認定後、平成 16 年 4 月 1 日付けで、仙石原幼児学園（箱根町立仙石原保育園・幼稚園）に勤務する職員に対して幼保職員の併任辞令を発令し、幼保合同活動（合同保育）を開始する。

本町における「幼保一元化」に向けた取組みは古く、昭和 55 年度に保育の資質向上及び教育的一元化を目指して「箱根町幼児教育課程」の初版が編成された。

その後、幼保職員の人事交流を開始し、幼児教育（保育）に対する共通理解を深めながら、平成 12 年度には、少子化や核家族化の進展といった急激な社会情勢の変化に対応するため、改定された幼稚園教育要領及び保育所保育指針の要素を取り入れた「箱根町幼児教育課程（第 2 次改訂版）」が完成した。これを基礎として就学前教育（保育）環境の質的な向上を図るべく幼保合同活動（合同保育）を実践していく。これらは本町における「幼保一元化」に向けた取組みの集大成となるものである。

5 当該規制の特例措置の内容

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備した幼保共用化施設において、3、4、5 歳児の各クラスを 2 クラス編成として幼保合同活動（合同保育）を実施する。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準	
3歳児	19人	17人	1	44.79 m ²	37.62 m ² (1.98 × 19)
4歳児	23人	15人	1	47.34 m ²	45.54 m ² (1.98 × 23)
5歳児	23人	17人	1	47.34 m ²	45.54 m ² (1.98 × 23)
合計	65人	49人	3		

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積：幼稚園設置基準	
3歳児	19人	17人	1	775.3 m ² 420 m ² (320 + 100 × (学級数 - 2))	
4歳児	23人	15人	1		
5歳児	23人	17人	1		
合計	65人	49人	3		

実施人数は、H15.9.1の園児数を基に算出したもの。

(2) 職員配置

	定員	現員 (実施人数)	職員 配置	児童福祉施設最 低基準	幼稚園設置基準
3歳児	38人	34人	2人	20人につき1人	35人につき1人
4歳児	46人	30人	2人	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	46人	34人	2人	30人につき1人	35人につき1人
合計	130人	98人	6人		

- 2 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

本町では、保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件としている。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、幼保合同活動（合同保育）を開始する平成16年4月1日付けで、仙石原幼児学園（箱根町立仙石原保育園・幼稚園）に勤務する職員に対し、幼保職員の併任辞令を発令する。

- 3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本町における「幼保一元化」に向けた取組みは古く、昭和55年度に保育の資質向上及び教育的一元化を目指して「箱根町幼児教育課程」の初版が編成されて

いる。

その後、幼保職員の人事交流を開始し保育に対する共通理解を深めつつ、平成12年度には、少子化や核家族化の進展といった急激な社会情勢の変化に対応するため、改定された幼稚園教育要領及び保育所保育指針の要素を取り入れた「箱根町幼児教育課程（第2次改訂版）」が完成した。これを基礎として就学前教育（保育）環境の質的な向上を図るべく幼保合同活動（合同保育）を実践していく。

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

914

(2) 名称

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

箱根町

(2) 事業が行われる区域

箱根町全域

(3) 事業の実施期間

平成 16 年 4 月 1 日～

(4) 概要

構造改革特別区域計画の認定後、平成 16 年 4 月 1 日付けで、仙石原幼児学園（箱根町立仙石原保育園・幼稚園）に勤務する職員に対して幼保職員の併任辞令を発令し、幼保合同活動（合同保育）を開始する。

本町における「幼保一元化」に向けた取組みは古く、昭和 55 年度に保育の資質向上及び教育的一元化を目指して「箱根町幼児教育課程」の初版が編成された。

その後、幼保職員の人事交流を開始し、幼児教育（保育）に対する共通理解を深めながら、平成 12 年度には、少子化や核家族化の進展といった急激な社会情勢の変化に対応するため、改定された幼稚園教育要領及び保育園保育指針の要素を取り入れた「箱根町幼児教育課程（第 2 次改訂版）」が完成した。これを基礎として就学前教育（保育）環境の質的な向上を図るべく幼保合同活動（合同保育）を実践していく。これらは本町における「幼保一元化」に向けた取組みの集大成となるものである。

5 当該規制の特例措置の内容

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき整備した幼保共用化施設において、3、4、5 歳児の各クラスを 2 クラス編成として幼保合同活動（合同保育）を実施する。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準
3歳児	19人	17人	1	44.79 m ² 37.62 m ² (1.98 × 19)
4歳児	23人	15人	1	47.34 m ² 45.54 m ² (1.98 × 23)
5歳児	23人	17人	1	47.34 m ² 45.54 m ² (1.98 × 23)
合計	65人	49人	3	

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	現員 (実施人数)	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	19人	17人	1	775.3 m ² 420 m ² (320 + 100 × (学級数 - 2))
4歳児	23人	15人	1	
5歳児	23人	17人	1	
合計	65人	49人	3	

実施人数は、H15.9.1の園児数を基に算出したもの。

(2) 職員配置

	定員	現員 (実施人数)	職員 配置	児童福祉施設最 低基準	幼稚園設置基準
3歳児	38人	34人	2人	20人につき1人	35人につき1人
4歳児	46人	30人	2人	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	46人	34人	2人	30人につき1人	35人につき1人
合計	130人	98人	6人		

- 2 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

本町では、保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件としている。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、幼保合同活動（合同保育）を開始する平成16年4月1日付けで、仙石原幼児学園（箱根町立仙石原保育園・幼稚園）に勤務する職員に対し、幼保職員の併任辞令を発令する。

- 3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本町における「幼保一元化」に向けた取組みは古く、昭和55年度に保育の資

質向上及び教育的一元化を目指して「箱根町幼児教育課程」の初版が編成されている。

その後、幼保職員の人事交流を開始し保育に対する共通理解を深めつつ、平成12年度には、少子化や核家族化の進展といった急激な社会情勢の変化に対応するため、改定された幼稚園教育要領及び保育所保育指針の要素を取り入れた「箱根町幼児教育課程（第2次改訂版）」が完成した。これを基礎として就学前教育（保育）環境の質的な向上を図るべく幼保合同活動（合同保育）を実践していく。